

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局長

冬季休業に向けての児童生徒の指導等について（通知）

冬季休業は、児童生徒が学校を離れて、家庭や地域を中心とした生活を送る中で、ウィンタースポーツなどを通じて北国の冬に親しみながら心身を鍛えたり、新しい年への希望と新たな決意をもって一年の計画を立てたりするなど、自主的・自律的に生きる力を身に付けるためのよい機会であるとともに、自然体験活動やボランティア活動等の様々な体験を通して、他者への思いやりの大切さや生命の尊さを実感するなど、豊かな人間性を培う上でも有意義なものであります。

一方、学校生活から長期間離れることにより、児童生徒の気持ちが緩み、生活が不規則になるなどして、問題行動を起こしたり、不慮の事故に遭ったりすることも懸念されることから、問題行動や事故等の未然防止に万全を期すことが重要です。

については、各学校において冬季休業を迎えるに当たり、別記の事項に留意の上、児童生徒が有意義に過ごすことができるよう十分な指導を行うとともに、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下、事故防止について万全を期すようお願いいたします。

なお、今年度については、特に次の事項にも留意の上、指導をお願いします。

記

1 家庭における見守りの促進及び相談窓口の周知

18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けの時期に急増する傾向があることから、保護者に対して、冬季休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、冬季休業の開始前に、「子ども相談支援センター」をはじめとする相談窓口の周知を積極的に行うこと。

2 児童虐待の防止対策、早期発見・早期対応

児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえ、児童虐待防止対策に関する体制の見直しを図るとともに、児童生徒の安全確保を最優先に、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童生徒の保護等の適切な対応を行うこと。

その際、平成31年2月14日付け事務連絡「児童虐待防止対策に関する取組について」及び文部科学省が本年5月に作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を活用すること。

高校教育課 高校教育指導グループ
高校教育課 キャリア教育指導グループ
義務教育課 義務教育グループ
義務教育課 学力向上推進グループ
義務教育課 子ども地域支援グループ
特別支援教育課 学校教育指導グループ
教育環境支援課 部活動対策推進グループ
健康・体育課 学校保健・体育グループ
生涯学習課 社会教育・読書推進グループ
生徒指導・学校安全課 生徒指導・学校安全グループ

別記

1 冬季休業中の生活に関する指導等について

(1) 規律ある生活に向けた指導

- ・児童生徒が生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活リズムチェックシートや各種リーフレットを活用するなどして指導すること。
- ・児童生徒が継続的に取り組むことができる宿題や、学校等における補充的学習サポートの機会を提供するほか、保護者に対し、家庭でのルールや目安（勉強する時間、運動の時間、テレビやゲームの時間等）を決め、守るよう子どもと話し合うことなどについて働きかけること。
- ・冬季休業中の生活の心得を作成する場合には、児童生徒の意見や保護者の考え方、地域社会の実情等を踏まえた上で、学校の指導方針を明確にし、保護者や地域住民等に広く理解と協力が得られるよう努めること。

(2) 児童生徒の悩み等への対応

- ・児童生徒との面談を通して、悩み等の早期発見に努めるとともに、必要に応じて休業期間を利用して家庭訪問を行うなど、児童生徒の実態を踏まえ適切に指導・援助すること。

(3) 体験活動等への参加の奨励

- ・青少年体験活動支援施設等の関係機関・団体等と連携を図り、児童生徒が自然体験活動やボランティア活動、親子の共同体験活動、異世代との交流活動等への積極的な参加を奨励すること。
- ・部活動休養日の趣旨を踏まえ、生徒が多様な人々と触れ合い、様々な体験をするよう働きかけること。

(4) アルバイト就労に関する指導

- ・アルバイトを行う場合には、必ず学校への届出を行わせ、保護者や関係者と連携し、職種や就労時間の確認など、就労際の安全確保や問題行動の防止等について指導すること。

2 冬季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底について

(1) 命を大切にす指導の徹底

- ・自他の命やそれぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、様々な悩みによる自殺の防止に向けて、教育相談、家庭における保護者の見守りの促進、相談窓口の周知等の自殺予防に係る取組を確実に実施すること。
- ・児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合は、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

(2) インターネット上のトラブルの未然防止

- ・コミュニティサイトやSNS等の不適切な利用による性犯罪や誘拐等の被害や、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に向け、インターネット等を通じた有害情報の危険性やその対応策、インターネット等の安心・安全な利用についての指導を徹底すること。
- ・児童生徒が保持するスマートフォン等にはフィルタリングの設定や、インターネットの利用に関する家庭でのルールづくりについて、保護者等に注意喚起すること。

(3) いじめの未然防止、早期発見・早期対応

- ・保護者や地域住民等と連携を図り、児童生徒の交友関係や生活の状況を把握するなどして、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- ・校内及び校外におけるいじめの相談や通報を受け付ける窓口の周知や、いじめを受けたり、発見したりした場合に、周囲に援助を求めることの大切さを理解させる指導を確実に行うこと。
- ・学校は、児童生徒から相談や通報を受けた際に、「学校いじめ対策組織」を中心に組織的な対応がとれる体制整備に努めること。

(4) 部活動等における事故の防止

- ・休業中の部活動等は、児童生徒の体調やバランスのとれた生活などに十分配慮し、適切な休養日及び活動時間を設定するとともに、特に運動部活動においては、その種目の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定すること。

(5) 犯罪（触法）行為、不良行為等の未然防止

・盗撮やわいせつ、窃盗、器物損壊、暴力行為、特殊詐欺等の犯罪（触法）行為や、夜遊び、飲酒、喫煙等の不良行為等の未然防止に向け、人間としての倫理観や規範意識等を育成するとともに、家庭や地域と連携して児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ること。

(6) 薬物乱用の防止

・児童生徒に薬物の有害性や危険性に関する正しい知識を身に付けさせ、「薬物には絶対に手を出さない」意識を醸成するよう指導すること。

(7) 警察等、関係機関との連携

・学校だけでは対応することができない児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、家庭や地域、児童相談所、警察、PTAなどの関係機関・団体等との一層の連携を図ること。
・児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、児童虐待の疑いがある場合には、児童相談所等に対して速やかに通告すること。

(8) 児童生徒の安全確保

・警察など関係機関と連携し、不審者等の情報を入手した際の連絡体制を整備すること。
・痴漢や性的な暴力等の被害者とならないように、児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導すること。
・災害から命を守るため、平常時から実際に災害が発生したときの備えや安全な行動ができるよう指導すること。

(9) 冬季の屋外レジャー等による事故の防止

・児童生徒がスキー、スケートや雪遊び、そり遊び等を行う場合には、危険な滑走をしないことや立入禁止場所に入らないことなど、施設のマナーや、健康状態、気象条件等に十分留意することなどを指導すること。
・道路の周辺や屋根の下、氷の張った湖沼や河川など、危険が予測される場所を避けるよう指導すること。

(10) 交通事故の防止

・「学校安全読本」（平成22年 北海道教育委員会）等を活用し、交通法規の遵守や道路の安全な歩行について指導すること。
・小学校が実施する行事等の機会に、小学校と幼稚園等とが連携した交通安全に関する指導や保護者への啓発資料の配布などの取組を行うこと。
・他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことや無免許運転をしないこと、ヘルメット着用等の自転車の安全な利用や事故による損害賠償責任の発生など、万が一の事態を想定した万全の備えを講じるよう指導すること。
・交通事故の当事者となった場合に、直ちに負傷者を救護するとともに、事故の概要を警察へ通報するなど適切に対処することについて指導すること。

3 保護者、地域社会等との連携による青少年健全育成活動の推進について

北海道警察による「歳末における特別警戒」及び北海道暴力追放センターによる「冬の暴力追放運動強化期間」（令和元年12月15日～1月14日）については、家庭、地域社会等との連携を図り、これらの活動が効果的に進められるよう配慮すること。

○ 参考通知等は、次のURLからダウンロードできます。

「長期休業に向けた児童生徒の指導等について」

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/choukitsuuchi.htm> →

